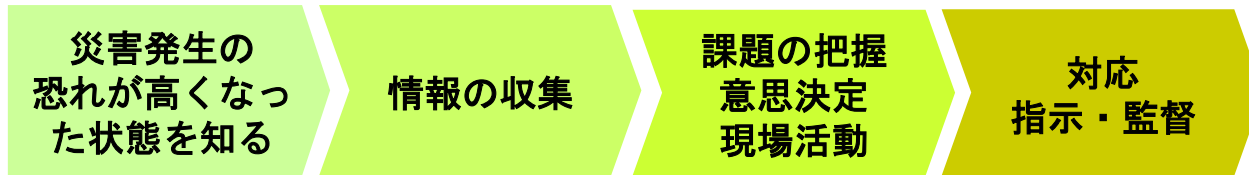


避難確保計画の作成支援（土砂災害防止法改正）

◆ 経緯

- ◇ 平成28年8月 台風第10号により岩手県岩泉町の高齢者グループホームが被災（死者9人）
- ◇ 平成29年6月 水防法の一部改正を受けて土砂災害防止法の一部改正
 - ① 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、避難確保計画を作成
 - ② 年一回の避難訓練の実施

◆ 避難確保計画の作成と訓練の狙い



訓練の狙い

- 災害リスクの共有
- 減災行動の洗い出し
- 意志決定や現場活動のタイミングの確認

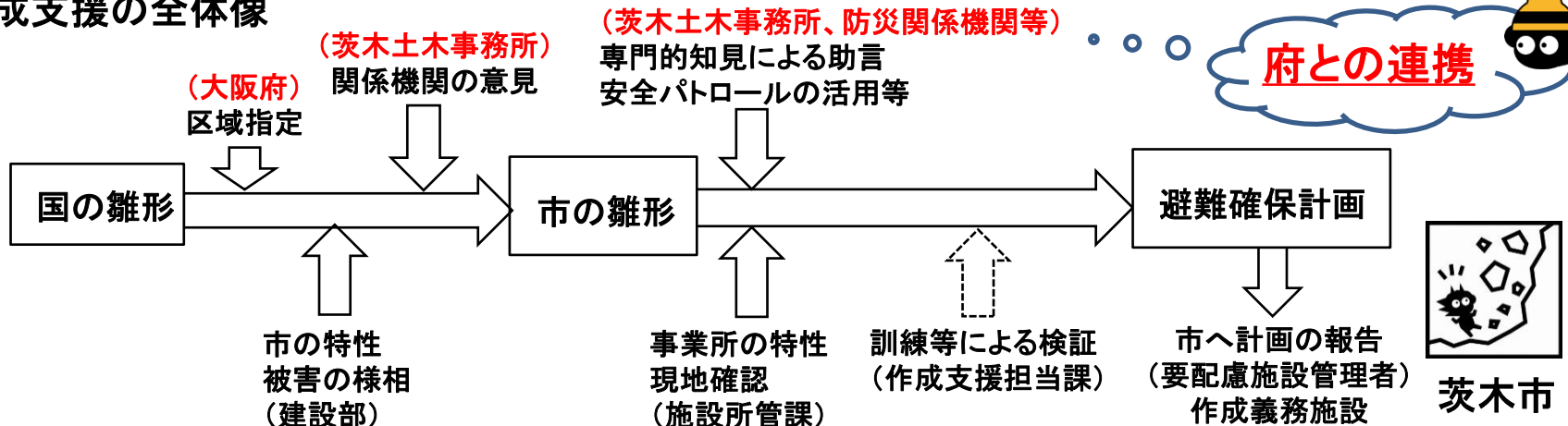


- ◇ 計画作成の過程に多くの施設職員が参画
体制づくりや職員の防災意識を向上

◇ 訓練による確認

- ・やるべきことはわかっても、どのようにやるかわからない？（具体性・実行性）
- ・訓練したことしかできない。訓練したことすらもできないのが災害対応

◆ 作成支援の全体像



茨木市